

## 特定複合観光施設（I R）に係る制度設計について

大 阪 府  
大 阪 市

昨年 12 月にいわゆる I R 推進法が制定され、現在、国におかれましては、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、特定複合観光施設区域整備推進会議の中で調査審議を行い、制度の法制化に向けた検討がなされているところです。

「日本型 I R」においては、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、収益が社会に還元されることが必要であり、国における制度設計と、それに則った地域における創意工夫や民間活力を生かした取組とが相まって有効に機能することが重要です。

こうした観点から、今後の具体的な法制化等にあたり、まずは以下の措置を講じられますようご検討よろしくお願いいたします。

### 記

- 1 I R 実施法成立後の区域認定までの行程（手続、時期、期間等）を早期に明示するとともに、I R を取り巻く国際的な都市間競争の状況等に鑑み、早期に区域認定を行うこと。
- 2 納付金・入場料については、立地自治体に相応の配分(国:立地自治体=1:1)で徴収できるよう制度設計がなされるとともに、その用途は地方の裁量が認められること。
- 3 国際競争力を備えたMICE施設を含む、世界最高水準のIRを実現するため、I R 全体の整備規模や収益性などを考慮した制度設計とすること。
- 4 I R における導入施設について、限定的な形でなく、観光及び地域経済の振興に資するものは幅広く認めること。
- 5 地方が適格な要件を満たす事業者を確実に選定でき、その手続きに手戻りが生じることのないよう、事業者選定に先立って、要件を明確に示すこと。